

予算項目	目 原水及び浄水費 配水費 節 薬品費
物品番号	単価 第34号

設 計 書

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和6年度	作 成 年 月 日	令和6年4月22日	履行期間	から
件 名	水道用次亜塩素酸ナトリウム購入				令和7年3月31日
納品場所	松渕浄水場、俄沢浄水場および雄和ポンプ場			契約者	
設計金額	金 円/箱 也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳				業 務 概 要	
種 別		設 計 額 (円)		水道用次亜塩素酸ナトリウム購入	
	物 品 価 格			(1) 品質	公益社団法人日本水道協会規格JWWA K120に定める品質特級
	消費税等相当額			(2) 容器	20kg／箱
	購 入 価 格			(3) 予定数量	490箱
				副務者 (職名)氏名	
				主務者(監督員)(職名)氏名	

明 細 書

[illegible]

秋田市上下水道局

水道用次亜塩素酸ナトリウム
購入仕様書

令和6年度
秋田市上下水道局

1 総則

本仕様書は、秋田市上下水道局（以下「甲」という。）が発注する水道用次亜塩素酸ナトリウムについて、受注者（以下「乙」という。）が適正に納品するための仕様を示すものである。

2 一般事項

(1) 品名

水道用次亜塩素酸ナトリウム

(2) 使用場所

ア 松渕浄水場

秋田市河辺松渕字大土手下 1 3

イ 俄沢浄水場

秋田市河辺岩見字俄沢 2 5 2

ウ 仁別浄水場

秋田市仁別堂ノ下 1 6 - 2

エ 雄和ポンプ場

秋田市雄和平尾鳥字小平 4 - 1

オ 清水木ポンプ場

秋田市雄和新波字大巻 1 9 7

(3) 納品場所

ア 松渕浄水場

秋田市河辺松渕字大土手下 1 3

イ 俄沢浄水場

秋田市河辺岩見字俄沢 2 5 2

ウ 仁別浄水場

秋田市仁別堂ノ下 1 6 - 2

エ 雄和ポンプ場

秋田市雄和平尾鳥字小平 4 - 1

オ 清水木ポンプ場

秋田市雄和新波字大巻 1 9 7

(4) 納期

甲が納品依頼する日から 7 日以内又は甲の指定する日

(5) 納入数量

ア 納品 1 回ごとの数量は、必要な都度、各施設の運用状況に応じた数量を依頼する。

イ 納品数量の履行期間総計は、4 9 0 箱 / 2 0 k g を予定する。

(6) 品質

納品は、以下の基準および規格を全て満たすこと。

- ア 水道施設の技術的基準を定める省令に定める基準
- イ 公益社団法人日本水道協会規格 JWWA K120 に定める品質特級
- ウ 本仕様書表 1 で定める規格

表 1 規格

項目	規格
有効塩素	12.0%以上
外観	淡黄色の透明な液体
比重（20℃）	1.16以下
遊離アルカリ	2%以下
臭素酸	10mg/kg以下
塩素酸	2,000mg/kg以下
塩化ナトリウム	2.0%以下

(7) 輸送

納品場所までの輸送費用は、本物品購入費用に含むこととする。

(8) 納品

- ア 乙は、納品場所到着時に甲へ連絡し、納品の指示、検収を受けること。
- イ 納品時は、細心の注意を払い、安全を確認すること。

(9) 提出書類

納品時は、次の書類を提出すること。

- ア 製品安全データシート
- イ 公益社団法人日本水道協会発行の水道用薬品認証登録証及び附属書
- ウ 表 1 の試験証明書

3 特記事項

(1) 法令の遵守

- ア 乙は、関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令」という。）を遵守する。
- イ 適用を受ける関係法令の改正等があった場合は、最新のものを使用する。
- ウ 本仕様書と関係法令とに差異が生じた場合は、関係法令を優先する。

(2) 災害対策

大規模災害や新型インフルエンザ等で製造および輸送が困難な場合でも、代替の手段等を確保し、できる限り優先的に納品できるようにすること。

(3) その他

甲乙は、本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合、双方ともに誠意を持って誠実に協議して対応する。